

**みやざき次世代農業経営者養成講座（仮称）運営業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

みやざき次世代農業経営者養成講座（仮称）運営業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

みやざき次世代農業経営者養成講座（仮称）運営業務委託仕様書による。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

4 契約上限額

1, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

（1）応募者の資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 宮崎県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 県税に未納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続の開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申立てがなされていない者。
- ⑤ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- ⑦ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

⑧ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、宮崎県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

(2) 複数の団体による共同応募（グループ応募）の場合

複数の団体でグループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）する場合、次の事項について留意すること。

① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出すること。

なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。

② 代表となる団体は、（１）の①～⑧の要件を、その他の構成団体は、（１）の②～⑧の要件を満たすこと。

③ グループの構成団体は、別のグループ応募の構成団体となり又は単独で応募することはできない。

6 企画提案協議実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

令和7年10月1日（水）	公告
令和7年10月3日（金）午後5時	質問文書 提出締切
令和7年10月8日（水）午後5時	企画提案競技参加申込書 提出締切
令和7年10月15日（水）午後5時	企画提案書類 提出締切
令和7年10月下旬（予定）	審査結果通知

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技への参加

① 提出書類

別紙1「企画提案競技参加申込書」 1部

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和7年10月8日（金）午後5時（必着）

※電子メール又はファクシミリでも可

(2) 応募書類の提出

① 応募書類の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（A 4 版） 7 部（提出する企画案は 1 案のみとする）

イ スケジュール（A 4 版） 7 部

ウ 見積書 原本 1 部、写し 6 部

- ・業務委託の積算内容がわかるように記載すること。
- ・本事業の履行に要する経費をすべて盛り込むこと。
- ・見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 会社概要（既存のもの） 7 部

オ 誓約書 1 部

- ・別紙 2 により提出すること

③ 提出先

下記 1 2 を参照

④ 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）午後 5 時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）質問の受付

令和 7 年 1 0 月 3 日（金）までに下記 1 2 の担当課に文書等（形式は任意）で送付すること。（なお、質問の内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加者全てに通知する。（質問者は公表しない。））

（4）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 事業者の実績・適格性

- ・本事業を適正に実施するための組織体制は整っているか。
- ・本事業に類似した業務実績を有しているか。

② 企画内容

- ・本事業の目的を十分理解した提案となっているか。
- ・養成塾について、優れた農業経営者の育成につながるような実践的かつ効果的なカリキュラム構成・講師となっているか。
- ・養成塾受講生に対するフォローアップの内容は充実しているか。
- ・適切なスケジュールが組まれているか。

③ 見積価格・経費積算の妥当性

- ・企画内容に見合う適正な価格となっており、必要経費が適切に計上されているか。

（5）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した
1 者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果通知

審査の結果は、採択・不採択にかかわらず遅滞なく書面で通知する。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした者。
- (3) 2 件以上の企画提案をした者。
- (4) 提出期限までに応募書類を提出しなかった者。
- (5) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した
又は不明な提案をした者。
- (6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に
無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはな
らない。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年 3 月 21 日規
則第 2 号）による。

12 書類提出及び問い合わせ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 担当 宮崎県農政水産部担い手農地対策課 担い手確保担当（担当：福元、岡部）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7124
FAX 0985-26-7404
メールアドレス ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp